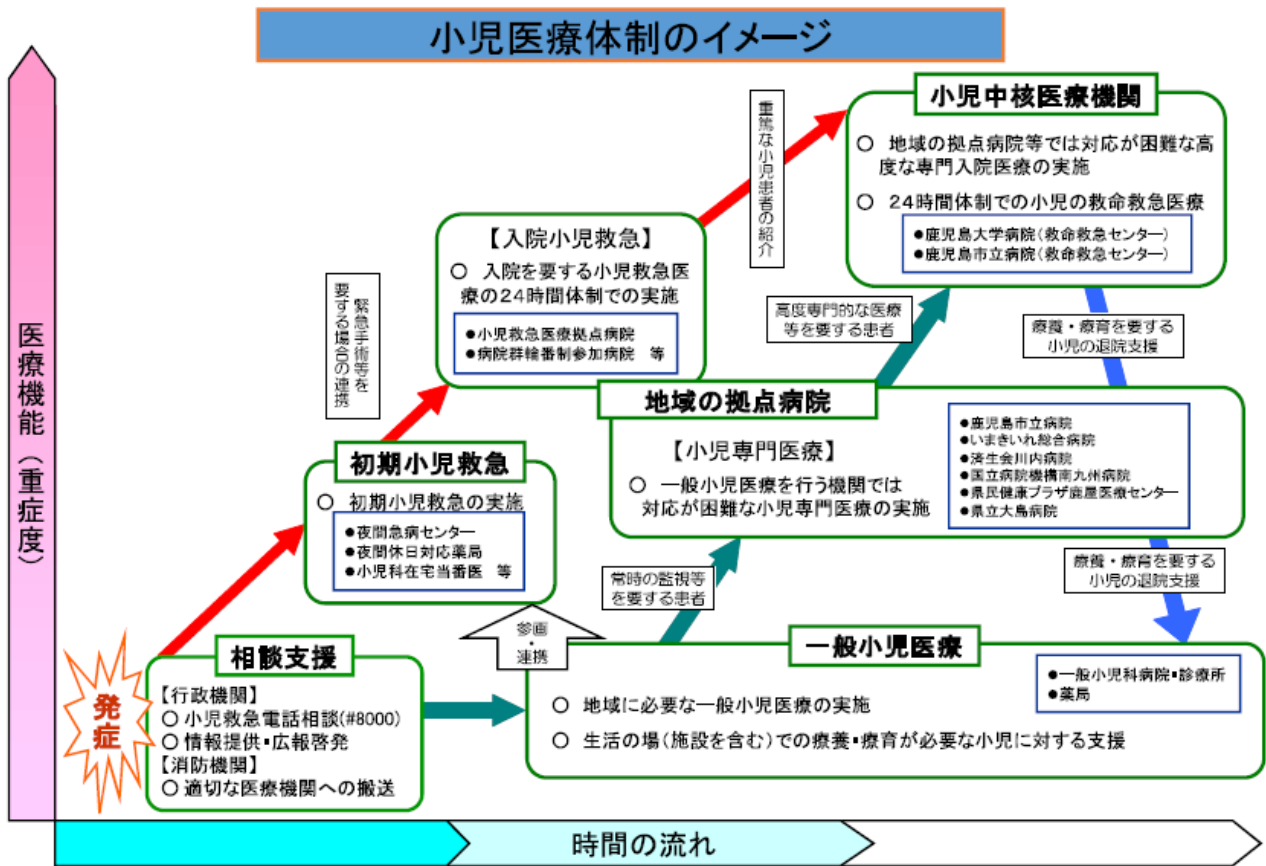


【図表資-5-236】熊毛保健医療圏 小児医療の医療連携体制図



[県子ども家庭課作成]

【図表資-5-237】熊毛保健医療圏における医療機能の基準 (小児・小児救急医療)

◎相談支援等 (健康相談等の支援機能)

- ・子どもの急病時の対応支援ができる。
- ・地域医療の情報提供ができる。
- ・適切な救急搬送ができる。
- ・情報提供・広報活動ができる。
- ・小児救急電話相談の啓発ができる。
- ・救急医療システムを活用し、適切な搬送ができる (消防機関等)。

◎一般小児医療 (地域の小児医療を担う機能)

- ・一般的な小児医療に必要とされる診断・検査・治療を実施できる。
- ・急変時に備え、他の医療機関と連携対応している。
- ・保健・福祉サービス等との調整ができる。
- ・家族への精神的支援ができる。

◎地域小児医療 (地域に必要な小児専門医療)

- ・高度の診断・検査・治療が実施できる。
- ・慢性疾患の急変時に備えた対応可能な医療機関との連携ができる。
- ・常時監視・治療の必要な患者の入院治療ができる。
- ・専門治療病院との診療情報の共有がある。
- ・保健・福祉サービス等との調整ができる。
- ・家族への精神的支援ができる。

◎小児中核医療（高度小児専門医療）

- ・ 広範囲の臓器専門医療を含めた，地域小児医療では対応が困難な患者に対する高度専門的な診断・検査・治療ができる。

【小児救急医療】

◎初期小児救急医療（初期小児救急医療を担う機能）

- ・ 在宅当番医等初期小児救急医療を実施できる。
- ・ 緊急手術や入院などを要する場合に備え，対応可能な医療機関と連携ができる。
- ・ 開業医などによる夜間休日の初期小児医療への参画ができる。

◎入院小児救急医療（入院を要する小児救急医療を担う機能）

- ・ 入院を要する小児救急医療の 24 時間体制で対応できる。
- ・ 地域医療機関と連携した小児救急医療が実施できる。
- ・ 高次専門的な医療機関と連携した対応を実施できる。
- ・ 療養・療育支援を行う施設と連携できる。
- ・ 家族への精神的支援ができる。

◎小児中核医療（小児の救命救急医療を担う機能）

- ・ 地域小児医療センターからの紹介患者や救急搬送による患者を中心とした重篤な小児を 24 時間 365 日体制の救急医療ができる。

[熊毛支庁作成]